

人生いきいき住宅助成事業

～高齢者や障害者の住宅改造費用の助成～

日常生活を営む上で支障がある高齢者や障害者が、その居住する住宅で安心して自立した生活を送るために、住宅を改造する費用を助成しています。

1 対象者

歩行や排泄、入浴などに介助を要する人で、次のいずれかに該当する人

- ① 介護保険制度の要介護認定（要支援1～要介護5）を受けている人
- ② 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人

※5「助成率・助成上限額」の表の下に「対象外」についての記載あり

2 助成対象工事

当該年度3月10日までに実績報告書を提出することができる工事が対象です。

① 工事の内容

現在の状況より対象者の自立を促進し、介護者の負担を軽減することを目的とした工事

② 対象箇所

対象者が居住する住宅の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所



3 助成金の額

介護保険の住宅改修費、障害者日常生活用具給付又は難病患者等日常生活用具給付を優先します。全体の対象工事に要する費用から、介護保険の住宅改修費等で優先する費用を控除した額に、5のバリアフリー改造の欄の助成率を乗じた額を助成します。

(千円未満の端数は切捨て) ただし、対象工事に要する費用であっても、合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。

4 介護保険の住宅改修費等との関係

①介護保険の住宅改修費等 限度額 20 万円	②人生いきいき住宅助成事業 限度額 80 万円
---------------------------	----------------------------

①の給付限度額は 20 万円です。20 万円を超える部分に対して②を利用することができます。

①の対象者が複数いる場合は、人数分の金額を控除した残りの額が②の限度額となります。(例えば、対象者が2人いる場合、40 万円を控除した残りの 60 万円が②の限度額となります。)



5 助成率・助成上限額

バリアフリー改造の欄の助成率は、対象者の属する世帯の生計中心者（実質的に同一生計を営んでいる世帯のうち、最も所得のある人）の課税状況により決定します。

世 帯 階 層 区 分		バリアフリー 改造	合計助成上限額	
		助成率	住宅改修 対象	住宅改修 対象外
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3/3	800,000 円	980,000 円 ¹
B	生計中心者が当該年度市民税非課税の世帯	9/10	720,000 円	900,000 円
C	生計中心者が前年分 ² 所得税非課税で当該年 度 ³ 分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	720,000 円	900,000 円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年 度分市民税所得割課税の世帯	2/3	533,000 円	666,000 円
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7万円以下の世帯	1/2	400,000 円	500,000 円
F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額 が7万円を超える世帯	1/3	266,000 円	333,000 円

※生計中心者が給与収入のみの人で前年分の給与収入金額が 800 万円を超える人又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 600 万円を超える人は対象外となります。

¹ 対象経費から、対象経費の 1 割と 2 万円を比較して少ない方の額を控除するため、最大助成額は 98 万円となります。

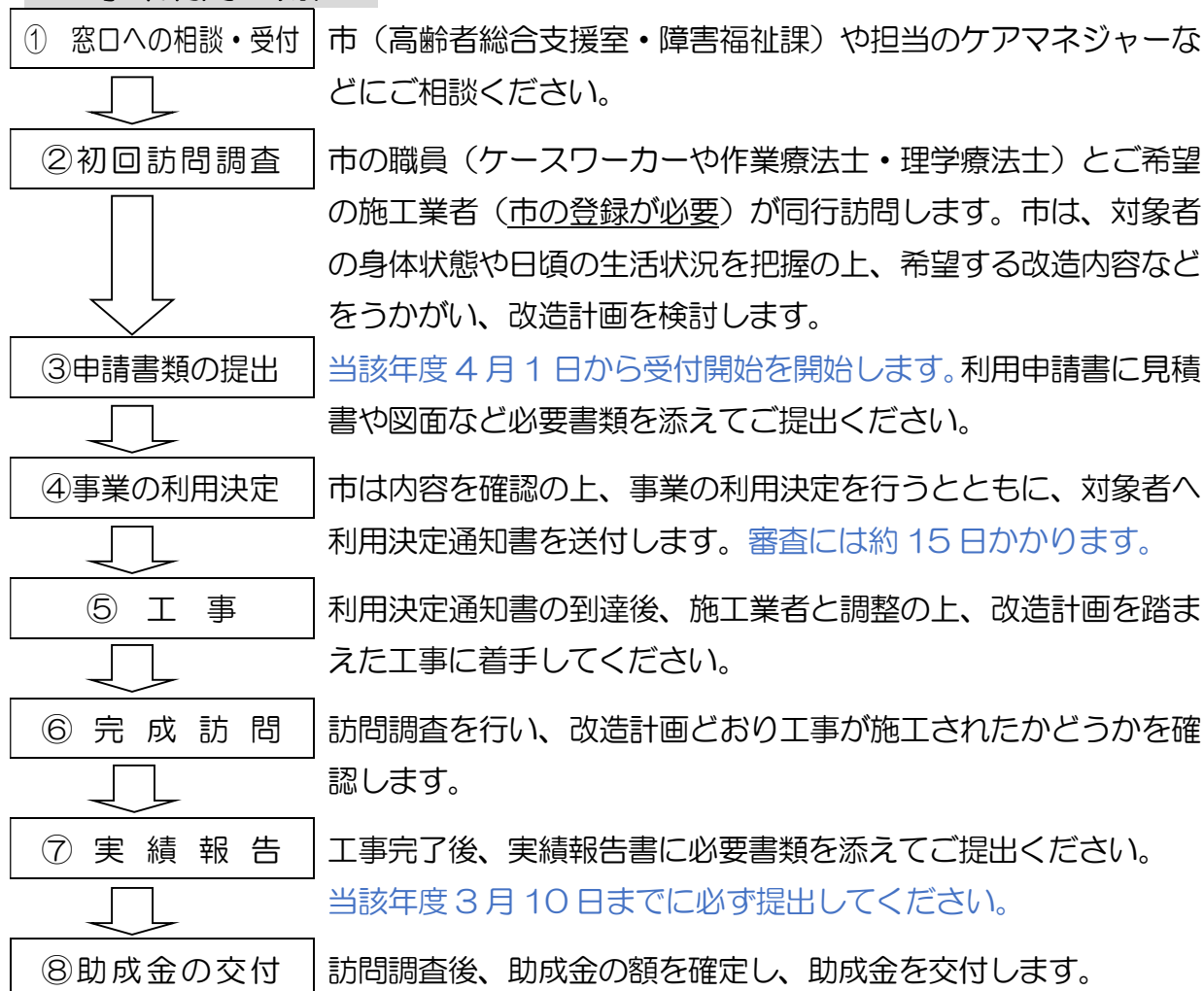
² 表中の前年分所得税という表記について、1 月 1 日から 6 月 30 日の間に申請を受理した場合は、前々年分所得税を指し、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間に申請を受理した場合は、前年分所得税を指します。

³ 表中の当該年度分市民税という表記について、4 月 1 日から 6 月 30 日の間に申請を受理した場合は、前年度分市民税を指し、7 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に申請を受理した場合は、当該年度分市民税を指します。

6 その他注意事項

- 1戸につき1回までしか対象となりません。
- 住宅には賃貸住宅を含みます。(ただし、所有者の承諾が必要です。)
- 新築、増築(新たに居室を設けるなど)、修繕、トイレの水洗化工事は対象となりません。
- 法令違反等の建築物は、対象となりません。
- 窓口への相談以前に工事に着手・完了している場合は、対象となりません。
- 工事途中に対象者が亡くなるなどの場合は、その時点で完成している部分までを対象とします。

7 事業利用の流れ



<申込み・問い合わせ先>



- | | | |
|------------|------------------|------------------|
| ◇ 高齢者総合支援室 | TEL 078-918-5288 | FAX 078-918-5106 |
| ◇ 障害福祉課 | TEL 078-918-1344 | FAX 078-918-5244 |